

松村高夫氏の批判に応える —満鉄調査部事件の神話と実像—(2)

小林英夫^{†1}
福井紳一^{†2}

Responding to Dr. Matsumura's Criticism:
The S. M. R. C Research Division Incident—Its Myth and Truth (2)

Hideo Kobayashi
Shinichi Fukui

はじめに

- 1 満鉄調査部事件とは
 - 2 新史料紹介
 - 3 『満鉄調査部事件の真相』と松村高夫氏の批判
 - 4 松村高夫氏の史料の扱いに対する疑惑〈以上第11号〉
-
- ### 5 松村高夫氏の批判視角への疑問

①松村高夫氏の意図

松村高夫氏は、我々を批判している「フレームアップと『抵抗』」(『満鉄の調査と研究』青木書店、2008年、所収)において、「小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相』(2004)は、『新史料』=逮捕者の『手記』の出現に幻惑され、調査部事件が関東憲兵隊によるフレームアップであることを否定し、逮捕者が憲兵隊に強いられ誘導されて記した『手記』に依拠して、あたかも革命運動が現実に調査部内に存在したかのように描いた。同書に特徴的なことは、史料批判を行わない、権力側の史料をそのまま鵜呑みにしたセンセーショナルな記述である」(『満鉄の調査と研究』440頁)と断じている。

松村高夫氏の書き方自体がいさか「センセーショナル」であるが、我々は、まず、こうした松村高夫氏の「幻惑」、「鵜呑み」、「センセーショナル」といった「決め付け」ともとれる刺戟的用語の乱発を用いた乱暴な『満鉄調査部事件の真相』の整理には全く承服できないことを申し上げたい。我々もそれなりの研究生活を過ごしてきたつもりだが、論争的書評ならいざ知らず、編者が所収論文で、否その著作の「序章」や「終章」でも、ある特定の著作や著者たちに、これに類した「決め付け」用語を連発し

^{†1} 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

^{†2} 早稲田大学アジア太平洋研究センター特別研究員

たことは見たことがない。一般に、学問的著作を取り上げるのであれば、先行研究を参照し、積極的貢献と問題点を記述するのが常識であろう。積極的貢献がなければ、無視するというのが学問的常識である。慶應義塾大学名誉教授をはじめとする学会指導者たる著者たちがこうしたルール違反を犯すこと事態が、本書の学問的総括水準を指し示すものといわねばならない。〈もっとも、編者たちの「序章」と「終章」と除く、他のいくつかの論文一とりわけ「序章」と「終章」と相対的に距離を置いて書かれたいくつかの若手の方々の論文一には注目すべき論稿が見られるが〉そうしたルールを一切無視するというのは、はじめから学問的ルールを放棄して、ただひたすら攻撃しようという著者たちの意図が見え隠れするのである。

②「フレームアップ論」の二項対立性

では、こうした意図で我々を批判している松村高夫氏の「フレームアップと『抵抗』」において、「小林とはほとんど重ならない調査部事件逮捕者の『手記』」と「量的にも小林が入手した数を下回らない」（『満鉄の調査と研究』441頁）史料を用いて、氏がひたすら実証しようとしていることは何か、結局は、合作社事件と満鉄調査部事件はフレームアップで「あったか」「なかったか」ということのみに過ぎないのである。そして、この二項対立的発想の結果、複雑で豊富な中身をもつ合作社事件・満鉄調査部事件を単純な倫理的とも見える裁断に帰結させるのである。

もっと言えば、松村高夫氏の場合、合作社事件・満鉄調査部事件がフレームアップで「あったか」「なかったか」という二項対立は、結局は、合作社運動や満鉄調査部員の研究活動の中に、「共産主義運動」が「あったか」「なかったか」という二項対立に帰結するようだ。このことについて、松村高夫氏ら編者たちが「終章」の「満鉄調査組織の『神話』の克服を目指して」で述べていることを見ると、松村高夫氏ら編者の目的は、「小林英夫らによってあたかも『共産主義運動』が運動実態として存在していたかのような『神話』が誕生しているが、この『神話』を打破し、当時の調査部内の実態を明らかにすること」（『満鉄の調査と研究』516頁）にあるらしいのである。

あらかじめお断りしておくが、我々は、「神話」を作ったことも無ければ、作ろうとしたことも無く、まして、そのような発想そのものを持ち合わせていない。何よりも、そんな「神話」などは、松村高夫氏ら編者たちの思考以外には、はじめから存在してはいない。つまり、松村高夫氏らの、小林・福井の研究に対する批判の中で、「神話」論そのものが創造されていったのだということだけは、最初に申し上げておきたい。

③「運動論」の二項対立性

松村高夫氏は、前述したように、合作社事件・満鉄調査部事件はフレームアップで「あったか」「なかったか」、合作社事件や満鉄調査部事件で弾圧の対象とされた「運動」は「あったか」「なかったか」の二項対立的発想で裁断している。

しかし、松村高夫氏らが言う「運動」というのは、ある場合には「革命運動」（440頁）、ある場合には「社会主義革命」（487頁）、さらにある場合には「共産主義運動」（516頁）と、同一論文内で、そのつど記述が変わって、その内容すらはっきりしない。こうした、不明確な概念規定の「運動」が「あったか」「なかったか」という議論をすること自体が、問題だといわなければならないが、同時にこの混

乱は、この時期の複雑な運動の動向を二項対立的発想で分析することが、いかに困難であるかを露呈させているとも言える。また、同書では、同一の頁において、ある場合には「日本帝国主義」(5頁)、ある場合には「日本帝国」(同上)と、肝心なキータームですら併用しているが、はたして分析的な使い分けを試みているのだろうか。

このような発想の上で、松村高夫氏は、小林・福井が、「①関東憲兵隊のフレームアップを否定→②大量の逮捕者の『手記』の出現に幻惑・拘泥→③誘導され書かされた『手記』に依拠→④満鉄調査部に革命運動があったと錯覚して描く」、という構図を作っていたのである。

しかし、先ず、明確にしておかなくてはならないことは、①我々は関東憲兵隊のフレームアップを否定したことではない、②大量の逮捕者の「手記」の出現に幻惑・拘泥したことはない〈この批判は、そのまま松村高夫氏にお返ししたい〉、③憲兵隊に誘導された供述とそれに抵抗した部分などを慎重に検討し、その厳密な振るい分けを実施したのであって、単純に手記に依拠したわけではない、④合作社や満鉄調査部内に革命運動があったとは一度も言ったことはいない、ということである。つまり、松村高夫氏らの主張や批判の試みは、全て我々に対する批判には該当しないということなのだ。

④多様性の否定と活動の脆弱性の強調

それだけではない。松村高夫氏の手法は、事実上、運動実態の多様性を否定していく結果をもたらすことになるのだ。松村高夫氏は、傀儡国家「満洲国」(以下、「満洲国」は満洲国、「満洲」は満洲と省略)の強権的支配下において、多様性を持ち、複雑で時として様々な相貌を現す、協同組合運動や、研究活動や、「国策」への関与や、軍への顧問としての「協力」などを、「革命運動」・「社会主義革命」・「共産主義運動」という狭い限定された概念を使用し、そこに無理に押し込もうとする。その上で、これらを「あったか」「なかったか」論で裁断し、「運動」は「なかった」と結論を出し、多様な運動実態の分析を放棄するのである。その結果は、満鉄調査部の研究活動や合作社運動の実態に対する過小評価につながり、その脆弱性の強調を生み出すことに帰結する。

今、要求されていることは、これらの諸活動や運動に対する多様な観点から分析する総合的な視点であり、厳密な実証である。ありもしない「神話」の存在を作り上げたるため、松村高夫氏が意図的または「方法的」に捨象した実態を分析し続けることこそが、我々の課題であるといわなければなるまい。

6 松村高夫氏の合作社事件・満鉄調査部事件に対する認識への疑問

①橋樺と石原莞爾

松村高夫氏は、合作社事件の弾圧の契機には言及しているものの、弾圧の対象となった佐藤大四郎を指導者とする「浜江コース」といわれた北満型合作社運動については、何ら新しい見解を示していない。その上、決め付け的な批判対象としているにもかかわらず、当の小林・福井の合作社運動に対する先行研究に対しては、無かったか、知らなかったかの如く、全く論及を回避している。それは社会科学の泰斗としての松村高夫氏らしからぬ振る舞いでないのだろうか。

松村高夫氏は、「北満型農事合作社運動と『満洲評論』の理論的指導者は、石原莞爾の影響を受けた橋樺である」(『満鉄調査機関の調査と研究』441頁)としている。ここで松村氏は、何の論証も抜きに「石

「原莞爾の影響を受けた橋樸」と規定しているが、どこの時点で、どのように、且つ、どのようなレベルで、橋樸は石原莞爾の影響を受けたというのだろうか。まず、そのことに対する見解を示す必要があつたはずである。

その上で、石原莞爾の影響を受けた人物が、「北満型農事合作社運動と『満洲評論』の理論的指導者」というならば、石原莞爾の影響が合作社運動の方針や実践において、どのような形で反映されているのか、『満洲評論』の編集方針に石原莞爾の影響がどこにあるのか論証する必要があったのではないだろうか。「北満型農事合作社運動」や合作社事件を論じる際、もしつばに石原莞爾の影響を受けて合作社運動が展開されたというなら、それは独創的な新しい見解であり、そのことは、合作社事件の評価をも左右しかねない事項となる。

橋樸と石原莞爾の「関係」は浅からずあることは確かである。双方がどの時点でどのように影響を与えたかは議論の分かれるところかもしれないが、橋樸を石原莞爾の影響を受けた人物と「規定」する大胆な見解は見たことはないし、知りうる限り、合作社運動や『満洲評論』に石原莞爾の直接的な影響があったとの研究はないし、我々もそのような見解をとることはあり得ない。

松村高夫氏が、合作社運動を論じようとするならば、橋樸の主要な著作・論文に当然目を通す必要があるし、橋樸の研究史的整理も怠ることはできないはずである。まして、我々の研究を批判するならば、せめて、小林・福井の橋樸に論及した共著書を含む諸論稿に言及すべきではなかったか。それらの学問的手続きも経ずに、論証も無く「石原莞爾の影響を受けた橋樸」と規定するならば、北満型合作社運動を論じる、松村高夫氏の基本姿勢から疑問を持たねばならなくなってしまう。

また、松村高夫氏は、「石原莞爾の影響を受けた橋樸」が満洲事変に際し、いわゆる「方向転換」したことについて触れ、その時、「橋は、関東軍の立場と完全には一致していなかったが、関東軍の行動と満洲国は支持した」、しかし、「橋は、満洲国建国の主体を関東軍ではなく、民衆に求めていた」（『満鉄の調査と研究』441頁）と、山田辰雄氏の見解の一部（『橋樺 翻刻と研究』慶應義塾大学出版会、2005年、648頁）を引用する。

しかし、山田辰雄氏は、橋樸が石原莞爾の影響を受けた人物と見なしていない。山田氏は、橋樸の思想の基本を、「孫文論から出発して、『軍閥化』した蒋介石の国民党や共産党とも異なる彼の国民革命論の延長線上にあったといえる」（『橋樺 翻刻と研究』648頁）と評価する立場にある。

さらに山田辰雄氏は、江沢民の提唱する「三つの代表」の思想（中国共産党が、「先進的生産力発展の要請」の代表・「先進的文化の前進方向」の代表・「最も広範な人民の根本利益」の代表となるべきとする思想）を評価し、そこに、中国における「中産者」の役割を重視した橋樸の思想との共通点を見出している。そして、橋樸の思想の現代的意義について、「現在の中国政治の中で一定の位置を占め、さらに将来の中国の政治的変容に影響を与える可能性が出てきた」と極めて高く評価しているのである（『橋樺 翻刻と研究』657～660頁）。

松村高夫氏が引用した同じ論文において、山田辰雄氏は前述のように橋樸を極めて高く評価している。いったい松村高夫氏は、その山田氏の研究をどのように踏まえて、「石原莞爾の影響を受けた橋樸」という「重要」な規定を行ったのだろうか。大きな疑問を持たざるを得ない。この松村高夫氏の橋樸観

は、氏の合作社運動や合作社事件に対する認識をも大きく規定するものであり、松村高夫氏の合作社事件観への根底的な疑問に通じざるを得ない。

②満洲国の合作社政策と合作社運動

松村高夫氏が合作社運動に対し、先行研究にも触れず、何ら新しい見解を示していないことは前述したが、合作社事件の基底にある満洲国の合作社政策に関しては全く論じてもいい。しかし合作社政策を巡る、諸潮流・諸勢力の利害・思惑が入り乱れるなかで、対立・確執が諸方面に生じ、それが合作社事件の背景を形成していくことに注目しなければならない。

合作社とは協同組合のことであるが、満洲国政府は、1934年の金融合作社、1937年の農事合作社、そして、1940年に両者を統合した興農合作社を設立して、満洲の農民・農村を対象とする政策を遂行した。金融合作社・農事合作社・興農合作社のうち、特に農事合作社は、国家の統制の下に農民を組織する機関であったものの、同時に、糧棧など土着商業資本の中間搾取を排除し、産業開発を促進し、満洲農民の福利増進を図ることを目的として掲げていた。

つまり農事合作社は、一面では、植民地支配者の統制機関として満洲農民を組織し、「増産」を担わせる役割を果たすと同時に、他面では、過酷な搾取にさらされている農民を救済する協同組合でもあったのである。それ故、満洲の中小農民の解放を掲げる自発的な協同組合運動が、満洲国「政策」としての農事合作社として立案され採用される過程で、様々な人々が、様々な思惑でこの「政策」に関与した。

特に、橋樸は、「民族協和」の「分権的自治国家」として満洲国を構想し、その「建国」構想の中心に協同組合を位置付け、新重農主義を掲げ、地主―商人―高利貸が兼任・連携しつつ支配する「三位一体」の満洲国の農村の支配体制の打破を主張し続けた。そして、橋の協同組合思想に共鳴した大上末広ら経調派といわれた満鉄経済調査会に所属する「満鉄マルキスト」といわれた人々、関東軍、日系の革新官僚など、諸勢力が確執しつつ、農事合作社は立案され、「国策」として採用された。しかし、総力戦体制の構築を進める日系官僚の中にも、流通の合理化・近代化による増産を図る志向も存在すれば、逆に、岸信介のように土着商業資本を温存・利用しつつ増産を促進させる傾向もあり、諸勢力の対立・確執の中で、政策としての農事合作社のあり方は変質し、特に「浜江コース」のような合作社運動との緊張感も増幅していったのであった。

松村高夫氏は、「浜江コース」の弾圧から、なぜ、合作社事件や満鉄調査部事件は作られていったのかという問題の基底にある、政策としての合作社について全く論及していない上に、研究史の整理も行っていない。これでは、とりあえず公金横領で検挙してみた情野義秀の供述から一連の事件を捏造していったという、関東憲兵隊側の「事情」しか見えてこないのであろう。

1936年には、橋樸の新重農主義と関連して、二つの動きが起きていた。その一つは、「満洲国産業開発五ヵ年計画」立案に対応するものとして、満鉄経済調査会が取り上げた「満洲産業開発永年計画案」であり、そのなかで、大上末広を中心に「郷村協同組合政策」が策定された。しかし、満鉄の「満洲産業開発永年計画案」は、満洲国政府・関東軍・満鉄の政策担当者による湯崗子会議において実質的に葬り去られてしまったものの、その後、協同組合政策は、経済調査会の諸勢力に対する工作を含めた尽力によって、満洲国「国策」の中に、農事合作社という協同組合政策として実現していった。

橋樸の新重農主義に関連したもう一つの動きが、佐藤大四郎を指導者とする、浜江省綏化県における「浜江コース」といわれる北満型合作社運動であった。そして、この合作社運動も農事合作社政策の下で展開されたのである。

③松村高夫氏の合作社運動観と誤認

松村高夫氏は、「中・貧農の運動である北満型合作社運動が拡大していき、満洲国による上からの合作社運動＝興農合作社と抵触するにいたると、1940年夏、興農合作社中央会の人事権が発動され、農事合作社は雲散霧消した。注目すべき点は、41年11月に合作社事件が起きたときには、合作社運動の実体はすでに存在しなかったという点である。41年春にはすでに『浜江コース』の実体は消失していたのであり、合作社事件の目的はほかにあったといわざるをえない」（『満鉄の調査と研究』442～443頁）と述べている。ここには、合作社事件を関東憲兵隊のフレームアップであったと見なす、松村高夫氏の重要な「根拠」が提示されている。

その上で松村高夫氏は、関東憲兵隊が、「実体はすでに存在しなかった」、佐藤大四郎らの「浜江コース」を弾圧したのは、尾崎秀実がゾルゲ事件で警視庁に逮捕され、中西功が中国共産党諜報団事件で逮捕され、「面子を失った関東憲兵隊が遅れじとばかり、権力としての職業的『功名心』を得ようとしたからである」（『満鉄の調査と研究』489頁）と結論付けたのである。錯綜するアジア太平洋戦争勃発直前の満洲国で関東憲兵隊が起こした弾圧事件の動機を、なんと「面子」「功名心」の問題として認識しているのである。

しかし、松村高夫氏の「結論」に対する言及はとりあえず後述するとして、最初に事実を辿ろう。まずは、松村高夫氏には時期の認識に誤りがあるため、立論の前提から混乱してしまっているということを指摘せざるを得ない。

佐藤大四郎らの農事合作社・金融合作社の合体に対する反対意見が退けられ、満洲国政府により、興農合作社法が公布されたのは1940年2月、そして、金融合作社と農事合作社が解散し、新たに興農合作社として「政策」を担うことになったのは、1940年3月のことである。松村高夫氏の言う「1940年夏」ではない。また、興農合作社中央会発足式が開催され、その後、全満洲一斉に各県興農合作社発足式が敢行されたのは、同年4月になる。ちなみに、浜江省農事合作社の最後の総会は、1940年4月12日である。松村高夫氏の言うような、「1940年夏」に「農事合作社は雲散霧消した」事実など無い。その時期には、すでに農事合作社は存在していないのである。ここが、第一の松村高夫氏の事実誤認である。

さらに、松村高夫氏が参考にしたとする文献の頁（田中武夫『橋樸と佐藤大四郎』龍溪書舎、1975年、341頁）には、「1940年夏、興農合作社中央会の人事権が発動され、農事合作社は雲散霧消した」などとは書かれていない。これは単純な引用文献の誤読である。

では、松村高夫氏の言う「1940年夏」に何があったのか。もし合作社運動にとって特筆すべきことを探すとするならば、次のことがしかない。浜江省の農事合作社が興農合作社に変わるに伴い、1940年5月1日に浜江省農事合作社聯合会機関誌『農事合作社報』は、浜江省興農合作社聯合会機関誌『北満合作』と改称していたが、1940年8月1日、地方機関誌全廃の方針により、その『北満合作』も、わずか第1

巻第4号の発行をもって終刊に追い込まれたことである。しかし、この重要な事実についてすら、松村高夫氏は何ら言及していない。

また、松村高夫氏は「1940年夏」に「興農合作社中央会の人事権が発動」されたとも述べている。これが第二の誤りである。「人事権が発動され」、佐藤大四郎が、新京の興農合作社中央会の資料部門に配転され、浜江省の現場を引き離されたのは、1940年11月のことであり、松村高夫氏の言うように「1940年夏」ではない。

さらに、松村高夫氏は、「41年春にはすでに『浜江コース』の実体は消失していたのであり、合作社事件の目的はほかにあったといわざるをえない」と、氏のフレームアップ論を決定するようなことを述べている。ところが、松村理論にとって極めて「重要」あるはずの「41年春」に何があったのかについて、松村高夫氏は全く触れていない。これはどうしたことか。合作社事件をフレームアップだとする松村高夫氏の認識の「根拠」となる、「41年春」の出来事について明確にすべきではないのか、それが何かをお尋ねしたいものである。

このように、松村高夫氏の合作社事件研究には、その立論の前提とすべき部分に、基本的、しかも決定的な事実誤認と混乱が積み重ねられている。

松村高夫氏が、「41年春にはすでに『浜江コース』の実体は消失していた」と述べていることは前述した。しかし、佐藤大四郎が現場から引き離されたとはいえ、現場では、その理念を引き継いだ「浜江コース」の合作社運動は継続されていた。佐藤大四郎の後を受けて、佐藤大四郎に見込まれて浜江省綏化県農事合作社専務董事になった人物は桜井五郎であった。桜井は敗戦時まで、綏化県興農合作社の専務董事の職にあった。

「浜江コース」の実践の一例を挙げておこう。1941年春には、満鉄の推薦で、満鉄調査部から関東軍嘱託となっていた佐藤武夫が浜江省綏化県に視察に来ている。佐藤武夫は『満洲農業再編成の研究』『満洲の農業技術』などの著作でも知られる満洲農業研究の専門家で、当時は関東軍第四課の農政担当の参謀の相談役をしていた。その際、桜井の主張する農産物流通機構近代化のための共同出荷作業に共鳴した佐藤武夫は、自分が顧問となっている関東軍第四課の参謀を説得し、さらに関東軍の内面指導権を利用して、満洲国政府にこの計画を採用させるようにするという戦術をとった。

そして、同年6月、桜井五郎は、関東軍第四課長以下参謀10数名と満洲国興農部長結城清太郎に対し、共同出荷の必要性を説いて成果を得ている。この後、合作社事件もあり、共同出荷そのものが満洲国政府の政策として実現するのは、1943年となったが(『橋樺と佐藤大四郎』313~328頁)，この一例のなかにも、合作社運動、満鉄調査部、関東軍、満洲国の錯綜した利害関係、呉越同舟、同床異夢の合作社政策の一端が垣間見られる。敗戦時、桜井五郎は農民たちから手厚く保護され、残留を要請されている。共同出荷は合作社運動の成果の一例にすぎないが、これらを裏付けるため共著者の福井は、桜井五郎から詳しく当時の情況の聞き取りを行っているし、2003年8月には中国共産党綏化市委員会において、党史研究室主任の任希貴氏ら現地の研究者や当事者たちと会談し、運動実態を確認している。

つまり佐藤大四郎が現場を引き離されることによって、合作社運動は変質を強いられていくとはいえる、浜江省において、この運動そのものが解体したわけではないのである。付け加えるならば、佐藤大

四郎に採用された転向者の多くは「下屯子」（農村に入ること）を厭わず、そこで新たな生きがいを見つけたが、貧農中心主義を掲げた「浜江コース」は、つねに「綏化の合作社はアカだ」との批判にさらされていた。そうしたなか、桜井五郎に対し、佐藤大四郎は、「浜江コース」をヒューマニズムの運動と説明しているという証言もある（桜井五郎「綏化県合作社の思い出」、季刊『満洲と日本人』1976年9月、74~76頁）。佐藤大四郎が内面でどのようなことを考えていても、情勢の激変時に際し、判断すべき何かを想定したとしても、「浜江コース」の実態は、ヒューマニズムを基盤とした、貧農中心の農村協同組合運動であった。その意味で、これを「共産主義運動」とした関東憲兵隊の弾圧は、フレームアップ以外ではありえないのは自明の理である。

一方、合作社の中には、「コルホーズ」だ「村落ソヴィエト」だと左翼的言辞を大言壯語して、「浜江コース」に飽き足らずして、「北安コース」などという造語も見られた。佐藤大四郎は、彼らの認識の浅さ、思慮の足りなさを憂えたという（『橋樺と佐藤大四郎』347頁）。そのなかの一人が、公金を横領して検挙され、その自白により合作社事件弾圧のきっかけを作った、北安省興農合作社連合会の情野義秀であった。

④ 経調派の思想形成に対する松村高夫氏の軽視の問題点

前述したように、満鉄調査部員や合作社の活動家たちは、関東軍を含め、満洲国の権力機構のなかに介入したり関与したりすることを通して、自らが、その時、その場において、いうなれば、限定された時間と空間の中において、よきとすべき判断の実現に尽力していた。一方、統治機構の側にも、満鉄調査部や合作社の「左翼前歴者」の能力を必要とする場合や、それらを組み込み利用せざるを得ない諸事情や諸要因があった。すなわち、軍を含む統治機構の側には、「左翼前歴者」を利用し尽くせる「自信」もあったが、同時に、「左翼前歴者」の能力を繰り込まなければ維持できない体制側の危機も孕んでいたのである。

また、満洲は、抗日運動の拠点である上、ソ連が参戦・侵攻すれば満洲国が崩壊し（実際にソ連参戦で関東軍は敗走・逃亡して満洲国は崩壊したのだが）、流動化した情況の到来も想定された。そのようななかで、満洲農村の奥深くに入った合作社の運動家や、研究活動を重ね、「国策」の一部にも関与・介入した満鉄調査部員の実践が、それぞれの思いを抱えながら存在したことは事実である。

特に、橋樺と思想的・人的関係が深く、北満型合作社運動を側面から支えた経調派の思想形成は、詳細には、『満鉄調査部事件の真相』で分析したが、合作社事件・満鉄調査部事件を考察する際に重要な意味を持つ。しかし、松村高夫氏は、小林・福井の経調派に対する分析に何ら言及せず、自らは定説以上の新たな見解も示してはいない。松村高夫氏のように、北満型合作社や満鉄調査部や両者をつなぐ『満洲評論』を、「潜在的敵」「現実的敵」（『満鉄の調査と研究』489頁）という二項対立的発想で捉えては、特に経調派の思想形成については縝密な分析は出来ないはずである。

情勢の激化に際し、関東憲兵隊は、合作社の運動家たちや満鉄調査部の調査部員たちが、中国共産党の「下からの革命」を援助するとともに、それを彼らの「上からの革命」と呼応させ、「植民地革命一日の大陸撤去を通じ、機を見て日・満・支同時革命を遂行せんとするであろう」（関東憲兵隊司令部編『在満日系共産主義運動』1944年、375頁）という、過剰とも思える危機感を抱いていた。

そのため、関東憲兵隊は、合作社運動や満鉄調査部の活動を注視し、弾圧するに際しては、彼らが「満洲農村の近代化→資本主義の強化→社会主義革命の前提」という理念の下に活動したという、講座派理論を援用した単純な思想的「ストーリー」を捏造した。この「ストーリー」の捏造を巡る問題を、松村高夫氏のように「フレームアップ」の一言で切り捨ててしまえば、当時の関東憲兵隊には決して理解し得ない、大上末広や経調派の思想形成の分析をも放棄することになってしまう。

関東憲兵隊は、この「ストーリー」を捏造する際、橋樸を指導者として、1934年2~3月、週1回前後数回にわたって開催されたウィットフォーゲル『支那の社会と経済』の研究会（参加者 大上末広・渡辺雄二・森脇幸二・發智善次郎・佐々木義武・小泉吉雄ら）に関する、大上末広の次のような「手記」を利用している。

「この研究会で第一に重要なことは、橋樸氏がウィットフォーゲルの支那経済史に関する学説は誤なりとし、(1)周より唐代までが封建社会、(2)宋より清末までが商業資本の社会となすことが正しいとせられたことである。そして橋氏のこの学説は其の後自分を支配した。第二に重要なことはウィットフォーゲルの実証的研究方法特に灌漑農業に対する実証的方法に関して学ぶ点大であったことである。他の参加者が其の後発表した論文も多かれ少なかれウィットフォーゲルの説に左右されて居るから此の研究会の効果は大であったと謂ふべきである」（関東憲兵隊司令部編『在満日系共産主義運動』1944年、214~215頁）。そして、この成果を利用して、大上末広は、佐藤大四郎らを加え、次に資本論研究会を開催していった。

ウィットフォーゲル(1896~1988)は、フランクフルト社会研究所で中国研究に従事した社会経済史学者でドイツ共産党員でもあったが、ナチスに追われアメリカに亡命している。彼は中国国民革命に理解を示し、1931年に刊行された『中国の経済と社会』は日本でもベストセラーとなった。また、マルクスの「アジア的生産様式」という概念に基づき、治水文明から出発したアジアの権力形態を「東洋的專制」として提示した。のち、ウィットフォーゲルは、ソ連や中国の共産主義も「東洋的專制」として批判しており、ロシア・マルクス主義から「反共」の思想家として切り捨てられ人物として、戦後も長く正当な評価を受けてこなかった（詳細には石井知章『K·A·ウィットフォーゲルの東洋的社会論』社会評論社、2008年を参照）。

中国共産党の「正統史觀」に対する根源的批判を孕むウィットフォーゲルの思想や橋樸の影響を受けて、マルクス主義の教養を基盤に満洲社会を独自の視点で分析しつつ思想形成した、大上末広や経調派のいわゆる「満鉄マルクス主義」の究明と、彼らの満洲国という人工的な傀儡国家の農村社会に関する「国策」への関与は、現在の中国共産党政権下の中国社会のあり方を踏まえて考えても、松村高夫氏のように「共産主義運動」で「あったか」「なかったか」の二項対立的発想で捨象してしまっていいような対象ではないはずである。我々は、さらに一步深めた考察を行っているのである。

また、『満鉄の調査と研究』の編者の一人である柳沢遊氏も執筆している『日中共同研究「満洲国」とは何だったのか』（小学館、2008年）に発表されている中国での新しい研究においては、「満鉄調査部の左翼知識人の活動は、ある程度、建国大学や同陸軍軍官学校などの高等教育機関に浸透し、一部の中国知識人に影響を及ぼしていた。秘密裡に反満抗日組織をつくり、地下の抗日活動に従事していた彼ら

を啓発し、つよく励ましたのだった。」(孫継英「日本人の反戦運動」,『日中共同研究 「満洲国」とは何か』258頁)とある。中国人研究者によるこうした記述も、満鉄調査部員たちが明確な自覚なしに及ぼした間接的な影響の一端を物語るが、着目してよいのではないか。

⑤野々村一雄の手記の取り扱い

松村高夫氏は、満鉄調査部事件を究明するために野々村一雄の手記を使用している。まず松村高夫氏は、野々村手記を使用した「目的」については、①どのような尋問の状況のなかで手記が書かれたのか、②満鉄調査部の「総合調査」等について何が書かれたのか、③手記の内容が容疑確定のためにどのように利用されたのか、の三点について見るために使用したと述べている。

次に、なぜ野々村手記を使用したのかという「理由」として、松村高夫氏は、①戦後、野々村一雄は、1986年に上梓した『回想 満鉄調査部』で証言を残しているので、関東憲兵隊に拘留されている時に書いた当時の手記と比較できること、②野々村一雄が、「総合調査」の実態と内実を証言できる立場にあった人物であると判断したこと、の二点を挙げている。そして、「野々村の手記の検討を通して、調査部事件が憲兵隊によるフレーム・アップであることがいっそう明らかになるだろう」(『満鉄の調査と研究』467頁)と、野々村手記の検討の重要性を掲げている。

しかし、野々村一雄は、1938年に大阪商科大学を卒業し、翌39年に満鉄に入社した人物で、42年に満鉄調査部事件で逮捕された時点でも、満鉄の調査・研究活動の中核にいたとは、決して言えない人物である。しかも、本人自身が、「僕は事件の中心にはいない。つまり、総合調査の大半からしめだされていたからである」(『回想 満鉄調査部』勁草書房、1986年、292頁)と言っている人物でもあるのだ。その上、座談会(石堂清倫・野間清・野々村一雄・小林庄一『十五年戦争と満鉄調査部』原書房、1986年)で、満鉄調査部の「総合調査」が弾圧の原因となったと明言する人物でもあるのだ。このように主張する野々村一雄と、「調査部の成果は、国策調査であったとはいえ、民間調査として限界をもっていたのであって、調査部の『総合調査』が軍を批判し、その結果弾圧を招いたわけではない」(『満鉄の調査と研究』489頁)と分析する松村高夫氏とは、全く見解を異にする。

そのような人物の手記を、松村高夫氏は、「満鉄調査部の調査活動内容、とくに総合調査はいかなるものであったかを明らかにするだけではなく、調査部事件の誘因は何であったかを示唆する」(『満鉄の調査と研究』470頁)史料として高く評価し、この史料を中心に、満鉄調査部事件の全容に迫ろうとしている。このような松村高夫氏の姿勢には、大きな疑問を持たざるを得ない。

野々村一雄は、戦後に回想を出版したとはいえ、満鉄調査部では、入社して日の浅い若い調査部員にすぎない。1930年代半ばの、経調派の形成からを対象とした、満鉄調査部事件といわれる関東憲兵隊の弾圧事件の究明に、野々村の手記を中心に据えるのでは心もとないし適切ではない。小林と福井が共同して公表している史料があるのだから、それと所持する史料を突き合わせて、満鉄調査部事件を分析していくことを怠っては、事件の実態には迫れないはずである。

⑥「神話」論の否定

松村高夫氏らは、『満鉄の調査と研究』の「終章」で、「満鉄調査部事件に関しても、調査に従事していた調査部員たちの行動を歴史的文脈に位置づけることを怠って、今日、小林英夫らによってあたかも

『共産主義運動』が運動実態として存在していたかのような『神話』が誕生している」(『満鉄の調査と研究』516頁)と述べている。

「神話」とは、根拠もないのに、絶対的なものと信じられている事柄のことである(『広辞苑』)。すなわち、誰かの根拠のない言説によって、実体が無いにもかかわらず、人々によって信じられて出来る事柄のことである。松村高夫氏らのこの文章を素直に辿ると、世間の人々や歴史家たちが、「調査部員たちの行動を歴史的文脈に位置づけることを怠って」しまった結果、「今日」、小林らの言説によって、世間に「あたかも、『共産主義運動』が運動実態として存在していたかのような『神話』が誕生している」と読める。

松村高夫氏は、複雑に交錯する、傀儡国家・満洲国や植民地経営を担う国策会社である満鉄の内部における、様々な運動、研究活動、官吏・準官吏としての職務、社員としての社業を通しての試み・実践、及び、それらに対する弾圧である合作社事件・満鉄調査部事件を、フレームアップが「あったか」「なかったか」、「運動」(「革命運動」「社会主義革命」「共産主義運動」)が「あったか」「なかったか」の二項対立的発想で単純化した。そして、フレームアップは「あった」、故に「運動」は「なかった」という視角を持つ松村高夫氏は、これらの行為の複雑で多様な実態の分析のみならず、それらの行為の背景で形成される諸思想の考察も回避して捨象した。

このような発想・視角の行き着く究極が、ありもしない、小林・福井の言説による「神話」の誕生という虚構の創造であった。しかし、小林・福井は、「神話」を生み出す言説を弄したことはないし、そのような「神話」が世間で生まれ育っていたなどという「事実」はついぞ聞いたことがない、ということを再度申し上げておく。そのようなことは、真摯に『満鉄調査部事件の真相』を読めばわかるはずである。

松村高夫氏らは、「この『神話』を打破し、当時の調査部内の実態を明らかにすることも、実証的な歴史学の立場からは必須の作業であった」(『満鉄の調査と研究』516頁)と自らの研究活動の目標を掲げている。もし、ありもしない「神話」が誕生しているという「神話」論が創造されているなら、その行為は、上記の目標を達成するために小林・福井の研究を否定したい、という欲求を満たす手段のほかには、なんらの有効性もない作業である。

松村高夫氏には、このような不毛な「神話」論を創造するより、小林と福井共著の『満鉄調査部事件の真相』所収史料と、松村氏が所持する史料とを付き合わせ、合作社事件や満鉄調査部事件に関する研究をいっそう進展させることをお勧めする。なぜなら、現段階の松村高夫氏は、先に小林・福井が公表している史料を使用できるにもかかわらず、意図的にそれを無視し、さらに、先行研究である小林・福井の前掲『満鉄調査部事件の真相』に学問的検討を加えることを行っていないからである。自ら所持する、公表はおろか所在も明らかにしない「膨大」と称する史料と戦後書かれた野々村一雄の著作のみに依拠し、二項対立論的発想と「神話」論の創造で、合作社事件・満鉄調査部事件を論ずることは、もう、やめられたほうがよかろう。

なぜならば、このような松村高夫氏の方法では、小林・福井を「批判するための批判」以上の「生産性」は、学問上、生まれてこないからである。真摯に考える時は来ている。合作社事件・満鉄調査部事

件の研究の進展のために、そうした道に進まれることを再度お勧めする。

⑦関東軍司令部爆破計画とフレームアップ

松村高夫氏は、小林・福井が合作社事件・満鉄調査部事件に関して、「関東憲兵隊のフレームアップの存在を否定」していると、極めて不当な批判を行っていることを述べた。そして、これは、全く事実に反する決め付けであるということも指摘した。その理由をいっそうはっきりさせるために、その決め付けの、唯一といってよい松村高夫氏の「根拠」に検討のメスを入れよう。それは、満鉄調査部から関東軍に軍属として派遣されていた小泉吉雄が、「関東軍司令部爆破計画」に触れて供述した部分である。

我々が論じた当該箇所をもう一度確認すれば、小泉吉雄の供述とは、彼が調査部員の渡辺雄二から、日ソ戦争勃発防止のための反戦運動を行うことを打ち明けられた時に、関東軍司令部に爆弾を仕掛け、政府関係者との連絡役の任務を果たすと約束したというものである（小泉吉雄「手記」、『満鉄調査部事件の真相』233頁）。

この小泉の荒唐無稽な供述を、もし関東憲兵隊が自前で行った捏造と見なすならば、そこに生じる不自然さを否めない。なぜならば、関東憲兵隊のフレームアップのシナリオのストーリーにしては、関東軍にも不利をもたらす結果となるからだ。われわれは、この供述は、取調べのなかで混乱した小泉が、自発的に虚偽の供述を行った可能性は大きくとも、関東軍幹部の管理責任にも及ぶ恐れがあるので、関東憲兵隊が強いて被疑者たちに語らせた一連の「捏造」の類とは性格を異にするのではないか、と考えた。

それ故、小泉供述の不自然さについて、小林・福井は、「この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである。この供述は、『捏造』とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないであろう」（209頁）と書いたのである。さらには、この時、小泉が錯乱していたと本人が語る、戦後的小泉の回顧録も紹介・引用して、誤解が生じないように配慮した。その上で、「供述が真実か否かは、今もって定かではない」と表現したのであり、「事実」と言ったことなど一度もない。（『満鉄調査部事件の真相』209～210頁）

それにもかかわらず、松村高夫氏は、ある意図を持って、「この供述が公判で述べられたとしたら、関東軍の中枢の軍人たちの責任問題に発展する事態は不可避だからである」という重要な部分をわざとカットして、読者の目を覆った。そして、小林・福井が「関東軍司令部爆破計画」について、あたかも「事実」であると主張しているかのように、『満鉄調査部事件の真相』を未読の人々に誤解させることを図った。

そのため、松村高夫氏は、小林・福井の文章の一部だけ取り出して引用し、次のように書いた。小林・福井は、「小泉吉雄（逮捕時は満鉄新京支社業務課所属）の『手記』が述べる、調査部員とコインテルンとの接触や『関東軍司令部爆破計画』について、『この供述は「捏造」とは考えにくく、関東憲兵隊にとっても、大きな衝撃となったことは間違いないであろう』としている」（440頁）と。

そして、松村高夫氏は、小林・福井は、「調査部事件が関東憲兵隊によるフレームアップであることを否定し、逮捕者が憲兵隊に強いられ誘導されて記した『手記』に依拠して、あたかも革命運動が現実に調査部内に存在したかのように描いた」（『満鉄の調査と研究』440頁）と断じた。

すなわち、松村高夫氏は、上述したように、小泉供述について論じた重要な箇所をカットして取り上げ、あたかも揚げ足を取るように「利用」した。そして、「供述が真実か否かは、今もって定かではない」と表現したにすぎないにもかかわらず、小林・福井は『『関東軍爆破計画』の存在を否定しない』と決め付けた。さらに松村高夫氏は、『『関東軍爆破計画』の存在を否定しない』との決め付けを、小林・福井は『関東憲兵隊のフレームアップを否定』したと根拠なく拡大させた。その上で、松村氏は、小林・福井が、合作社事件・満鉄調査部事件全般について、『①関東憲兵隊のフレームアップを否定→②大量の逮捕者の『手記』の出現に幻惑・拘泥→③誘導され書かされた『手記』に依拠→④満鉄調査部に革命運動があったと錯覚して描く』というレトリックを使用したのだ。

これは、小林・福井の著作・研究に対する曲解か、意図的な誤読であり、それにより作られた虚構である。松村高夫氏は、小林・福井の著作を読んでいない人々に与えるこの虚構の効果をどのように計算したのだろうか。慶應義塾大学名誉教授である松村高夫氏のような方が、どうしてこのような作為を行ったのだろうか。冒頭の「決め付け用語」の乱発と合わせ、氏の行動は理解に苦しむところである。

松村高夫氏の曲解・意図的な誤読をさらに論証するものとして、かつて座談会で小林が語っている以下の文章を紹介しておこう。これは、我々が『満鉄調査部事件の真相』を上梓した後で、雑誌『情況』誌上で行われた座談会の席上における、「小泉供述書」に関する米谷匡史氏の質問に対する小林のコメントである。

小林 わかりませんというのが正直なところです（笑）。小泉吉雄自身が戦後になってから、『愚かな者の歩み——ある満鉄社員の手記』（1978）という私家版の本を出しています。小泉という人物は戦前は軍とつながって、いま言ったように非常に重要な国策の中核部分にいて、体制に深く関わる。手記で、そのことには触れていて、憲兵から尾崎とのことを一生懸命聴かれたと。しかし、自分はどうも意識が朦朧としていて、尾崎から金貨（ソ連金貨—引用者）をもらったかもしれないし、もらわなかっただかもしれない。憲兵は自宅まで押し掛けていって、奥さんに金貨はどこにあるんだと懸命に探したと。でも結局出てこなかつたと。燃やしたりなにかしたかもしれないということで、要するにはっきりしていることは関東憲兵隊は必死になってその物証を探したけど、ついにそれは出てこなかつたと。しかし、彼はそういうことをしゃべったかもしれないし、しゃべらなかつたかもしれないと朦朧としていま思い出せないと、そういう筋書きなんです。

だから我々も分からぬと書いたんですけれども、要するにこういうことかなと思うんです。つまり官憲の狙いはどういうことであったかというと、尾崎をリーダーにして、満鉄調査部のなかにケルンをつくらせて、そのケルンが様々な活動をしたということで、それを検挙しようとしたと思ったんですけども、実際は物証が見つからず、したがって『在満日系共産主義運動』のなかでは、コミニテルンとの関係も取り上げないし、尾崎の役割も消してしまうし、いま言った様々な事件も消してしまうという形で、結局渡辺雄二を中心とする中核体をつくったことに落ち着かせたのだと思います。またケルンのメンバーも手記の段階のものと、『在満日系共産主義運動』のものとは違っていて、何人かのメンバーを外している。物証を挙げようと努力はしたのだが、いくらやって

も出てこないということで、それは判然としないまま終わったというのが筋書きだと思うんです。ただ、思うのは、関東憲兵隊が尾崎をメインにしてこの事件をつくりたかったという意図は、憲兵隊が誘導する手記を見る限りはっきりしています。つまり尾崎を中心尾崎・ゾルゲ事件と満鉄調査部事件をつなげ、それから小泉吉雄を媒体に満鉄調査部事件と企画院事件をつなげる。満鉄調査部を結節点に、つながりのなかで三つの事件をまとめようとしていたということは明確だと思います。ただ結果としてそれは実現しなかったということなんじゃないかと思います。(小林英夫・福井紳一・石井知章・盛田良治・〈司会〉米谷匡史「満鉄マルクス主義とアジア—小林英夫・福井紳一『満鉄調査部事件の真相』をめぐって(前半)ー」『情況』2005年8/9月号、42~43頁)

これほど明確にフレームアップの経緯を説明しているのに、なぜ松村高夫氏は、小林・福井は関東憲兵隊のフレームアップを鵜呑みにした、と言う事が出来るのであろうか。松村高夫氏は、この事件は関東憲兵隊の「面子」と「功名心」によるフレームアップだという結論ありきで史料を読み解いているのではないか。

7 我々の研究視角とその方向性

①松村高夫氏の「方法」と我々の方向性

ここで、まず、我々と、松村高夫氏との方法論的相違を明確にしておこう。繰り返しになるが、松村高夫氏は、関東憲兵隊によるフレームアップが「あったか」「なかったか」という発想で合作社事件・満鉄調査部事件を裁断する方法をあえてとった。そして、合作社事件・満鉄調査部事件をフレームアップと断定することによって、合作社運動や満鉄調査部の研究活動の実態を捨象する結論を導き出した。さらに、小林・福井は関東憲兵隊のフレームアップを否定したと決め付けたのである。

反論の前にお断りしておくが、我々も多少は戦前の日本史を研究したつもりだが、戦前の日本における、思想犯や社会運動に対する弾圧は、多かれ少なかれ、フレームアップの要素を持っていたことは既知の事実であり、小林・福井の研究も、当然その認識を踏まえたものである。

したがって、我々は、前述したように、フレームアップはこの満洲国での弾圧事件を考える場合の前提であって、フレームアップがあったか、無かったかを論じることは本質ではないと考えた。まして、フレームアップだといって、合作社運動や満鉄調査部員たちの行動の分析を怠ることは本末転倒であろうと反論した。そして、我々が、『満鉄調査部事件の真相』において試みたことは、合作社運動、関東軍顧問すら多く輩出した満鉄調査部員たちの研究活動、満洲国の「国策」への関与・介入の実態等を究明するという、極めて重要な課題を追求したことである。そこにおいて、経調派の思想形成、経調派と橋樺との人的関係、橋樺の思想的影響、経調派と『満州評論』との関係、「浜江コース」といわれた佐藤大四郎を指導者とする北満型合作社運動の実態などへの位置付けや評価に力を注いだのだ。

次に我々が行った作業は、合作社事件と満鉄調査部事件に関し、何処までが関東憲兵隊の捏造した虚構で、何が事実なのか。その事実の部分にはどのような意味があるのか。意味や影響をもったならば、それは広い意味での社会運動としてどのような意義を有するものなのかを検討したことである。

課題としては、合作社の運動家や満鉄調査部員たちが、満州国官吏・関東軍参謀の一部を取り込み、さらに自らも「権力機構」の内部で、「国策」をステアリングしたことの意味の究明を進めることにある。その際、尾崎秀実や三木清のように、「戦時変革」において、「国策」へ関与・介入した「革新派」の行動との関連・比較まで考慮に入れなければならないはずである。先ずは、フレームアップであったことの立証に尽力されている松村氏の問題意識の所在に大いなる疑問を感じざるを得ない。

②要求される多面的な分析視角

したがって、松村高夫氏の視角からでは、合作社事件や満鉄調査部事件に関わる合作社運動や、満鉄調査部の研究活動の実態や、それを可能とした満洲国の政策や、関東軍の思惑を分析する視点を失うことになる。まして、諸勢力の共通利害や対立・確執の蠢きは見えない。その結果、満鉄調査機関の脆弱性や諸成果の有効性の否定の強調を生み出すことに帰結する。

また、松村高夫氏のような視角からでは、統治側の矛盾や確執そのものが、合作社運動や満鉄調査部員の研究活動を可能とする背景となっていること、それと同時に、統治側の矛盾や確執が、関東憲兵隊の弾圧を巡る、関東軍を含む統治権力側諸勢力の動搖の要因ともなっているという二重性を持つということも、見ることはできない。

松村高夫氏の所持する、撫順戦犯管理所に拘留されている元憲兵川戸武の供述のように、「一斉検挙リストによる検挙に、関東軍司令部が待ったをかけた」のは、「満鉄調査部関係者だけでなく、合作社関係者すら検挙を立証するだけの確信がもてなかつた」(『満鉄調査機関の調査と研究』452頁) という憲兵証言を鵜呑みにするだけではなく、ことの真実に迫れない。そこでは、関東憲兵隊と関東軍の一部に、思惑や利害の相違が存在したことも考慮しなければならないはずだ。

なぜなら、この事件を取り調べた憲兵の一人であった工藤脅の回顧録からすら、一斉検挙には関東軍の了解を得ているものの、満洲国の政策立案を通して満鉄調査部と密接な関係を持っていた関東軍第四課だけは満洲国政治指導を担当する立場から強く反対したことなど、統治側の内部の矛盾が見て取れるからだ。また、検挙後も、取調べが進展しない情況のなかで、「関東軍第四課（満洲国の育成担当）の中傷」で、「新京憲兵隊長はじめ関東憲兵隊司令官にまでその責任が及ぶところまで事態は悪化した」ことなども語られており（工藤脅『諜報憲兵』図書出版社、1984年），軍内部にすら存在する、多様な利害がもたらす確執も垣間見られる。

合作社事件と満鉄調査部事件を考える際は、合作社の運動家や満鉄調査部の調査員たちが、要請を受けて顧問などとして、満洲国や関東軍など「権力機構」の内部に入り込み、満洲国の「国策」に関与・介入しようとしたことの意味を考察する必要がある。また、統治する側にも、「転向左翼」であろうと利用できるものは利用せざる得ない事情があり、それは体制側の危機の露呈の一端でもあった。

しかし、国家社会主義もソ連型共産主義にも思想的近似性があり、総力戦体制下の「戦時変革」への参画においては、参加者の側にも十分に自己の立場を説明できる思想的余地があったことも、また事実の一側面として見落としてはならない。

今必要なことは、合作社事件・満鉄調査部事件が「フレームアップ」か、否か、などを論じる水準や環境ではなく、史料を発掘し、読解するとともに、「権力－反権力」などという紋切り型の図式にとらわ

れず、そこで蠢く人脈や人間関係も含め、「建前」を取り扱ったところでの思想的近似性、情況の如何では接近も乖離もする思想性などを詳細に分析することであろう。

その際、ソ連と国境を接し、抗日運動にさらされている、アジア太平洋戦争開戦前後の、激動する国際情勢との関わりで、日々、流動する政治情況に鑑み、合作社運動や満鉄調査部に対する危機感を増幅させていった、関東憲兵隊の弾圧の意図や、それに反対した関東軍第四課の思惑まで、綿密に究明することが課題となろう。

松村高夫氏の合作社事件・満鉄調査部事件に対する考察には、日中戦争の動向、アジア太平洋戦争直前の国際情勢の緊迫など、事件の前提となる歴史的背景や時代的特徴の把握が希薄である。しかし、合作社事件・満鉄調査部事件を分析する際には、満洲国の統治権力内部に深く入り込み、且つ関東軍顧問として、「国策」に関与する者も多数輩出させた経済調査会・調査部の位置が、日々に流動する情勢と関連しつつ、変容していったことを踏まえることが不可欠である。また、総力戦体制の構築と既得権維持という矛盾が生み出す、諸領域における政策当事者間の分岐・確執にまで着目していく研究視角を持つことが、重要な方向性といえる。満洲国の官吏たちの諸動向も、陸軍中央や関東軍の参謀や将校たちの思惑も、「権力の側」として一面的に見ていては見えるものも見えなくなるはずである。権力側も多種多様であり、弾圧する側も一枚岩ではなかった、というとらえ方が大切であろう。

③総力戦体制と「国策」への関与

合作社事件・満鉄調査部事件の重要な背景には、総力戦体制の構築と、それへの関与、及び、総力戦体制の変質がある。松村高夫氏の合作社事件・満鉄調査部事件観には、この視点が決定的に欠落している。これは我々が『満鉄調査部事件の真相』で主張した論点だが、ここに再論しておこう。

1930年代は、金解禁と世界恐慌の二重の打撃を受けた昭和恐慌により、農村は惨状を呈し、日本社会に急激に生じた格差や不平等の解決は大きな政治・経済的な課題となった。満洲事変の背景の一つには、このような国内矛盾を侵略によって「解決」しようとする軍の意向も存在した。そのようななかで、産業合理化を推進する企業家と労働者の対立の激化、地主と小作農の対立、格差や不平等の進展などへの解決の一方途として、さまざまな勢力や潮流が、総力戦体制に参加・結集、あるいは戦略的に一定の関わりを持つなかで、対立・確執を孕みながら、日本の社会関係の「平等化」「近代化」「工業化」を実現していったことも、また事実の一面である。

そして、この日本における総力戦体制の雛形となったのが、「満洲産業開発五カ年計画」だといえるが、この計画は、満鉄調査部員で、後に日満財政経済研究会を組織する宮崎正義らによって立案され、日本から派遣された革新官僚岸信介らによって主導された（小林英夫『「日本株式会社」を創った男 宮崎正義の生涯』小学館、1995年、小林英夫『満鉄調査部の軌跡』藤原書店、2006年）。

一方、近衛文麿の周辺に集まった昭和研究会には、「国策」に関与する形で「戦時変革」を試みた三木清・尾崎秀実らとともに、橋樺や、満鉄調査部事件で逮捕された堀江邑一や和田耕作も参加している。また、統治層として農民運動や部落解放運動に関わった有馬頼寧や、労働運動・無産政党を指導した麻生久なども集まっており、上からの社会政策の遂行とともに、協同組合や社会運動を含めた下からの近代化や平等化の視点を持つ者たちも糾合していた。また、三木清や尾崎秀実らにより東亜協同体論も議

論された。

他方、財閥や寄生地主など支配層のなかでも大きな既得権を有する部分は、自由競争や私有財産を規制する側面のみならず、旧来的な秩序をも動搖させる契機を内包する総力戦体制には、参加しつつも消極的、もしくは反発・反抗する側面を持った。

総力戦体制を担った諸勢力のうち、陸軍統制派や革新官僚は「高度国防国家」の構築を推進した。このような、ソ連の五ヵ年計画を下敷きに用いた上からの軍事工業化は、高度な合理性を有するとともに、企業家・地主の既得権を制限する側面も有し、ある程度の社会関係の平準化・画一化を強制し、実現したといえよう。

このような動きと連動して、満洲国における合作社政策が展開され、満鉄調査部員たちも、積極的に「国策」に関与していった。

一方、軍人は軍人としての職業倫理と國体觀念の強固さ故に一様にも見えやすいが、少し視角を変えれば、思想的には多様でもある。将校たちも中産階級などの出身者が多数を占め、そこには反資本主義的志向を持っている者も少なくない。また、そのような志向を持つ軍人たちの思想傾向も、また、上からの統制経済を志向するものから、農本主義的な「革命」思想に近似するものまで多様である。陸軍省や参謀本部に勤務する統制派の幕領将校・軍事官僚たちも、連隊に配属された皇道派の青年将校たちも、それらの一典型である。

石原莞爾の下で満洲国の「建国」を構想した関東軍参謀片倉衷も、満蒙の「統治様式は現住諸民族の協和で結構」、「社会主义の如きもその良いところはどしどし取り入れるべきだと思ふ」などと語る一面を持つ人物であった。また、統制経済について、橋樸から「日本の国家社会主义を引導せんが為に満洲国家に国家社会主义を実施せんと云ふ如きは飛んでもない心得違ひである。須らく満洲国は農村自治に放任し、農村を超越した経済機構のみを国家が統制し、而してこれより生じる利潤は民衆の生活保障に充当すべきである」との回答を得て、それを容認する側面をもつ人物でもあった。(小山貞知編『天業・満州国の建国—伏臥居士はかく叫ぶ—』満州評論社、1932年、「伏臥居士」は小山貞知の「序」より、関東軍参謀片倉衷と特定できる。)

また、関東軍第四課経済班長として、満洲の産業開発計画に参加し、満洲国における総力戦体制の構築を推進した関東軍参謀の秋永月三は、東京帝国大学経済学部に派遣され、マルクス主義経済学を学んだ軍人であり、資本主義の弊害が露呈するなか、マルクス主義の長所をとり、國体と融和する独自の思想体系の確立を主張した。企画院時代には、経調派の一人である小泉吉雄を満鉄から企画院に出向させ、小泉吉雄とともに、1940年7月26日に第二次近衛文麿内閣によって閣議決定された「基本国策要綱」を起草している。近衛文麿は、『近衛上奏文』で、左翼と呼応する軍の一部による敗戦に伴う「共産革命」を危惧し、その排除を訴えたが、『近衛日記』では、その軍内部の「左翼革新派」として、秋永月三が名指されている。

ここから示唆されることを含め、満洲国においては、満鉄調査部員・革新官僚・軍部革新派・尾崎秀実たちが、激動し、流動化する戦時下の情勢のなかで、特に総力戦体制に結集する形で、どのように利用し合いつつ接近し、いかなる人的関係を作つていったのかを探ることの重要性が見えてくる。それ故、

合作社事件や満鉄調査部事件を巡る満洲国内の動向を考察する際も、思想的関係・人的関係の表裏を見据えつつ、異なる表層を持ちつつ内部に同質性を孕む思想的近似性が、どのように複雑に交錯しつつ戦時期に伏在し、機能したのか、且つ、日々激動する情勢の推移に伴いどのように変質していったのかを検証することが不可欠となるのである。

④合作社事件・満鉄調査部事件を生み出す情勢の変化

合作社事件・満鉄調査部事件の要因を、関東憲兵隊の「面子」「功名心」と結論付けた松村高夫氏の「論理」からは、当然のことながら、合作社事件・満鉄調査部事件を生み出す情勢の変化に対する歴史的考察が読み取れない。しかし、総力戦体制構築の過程と総力戦体制の推移がもたらす情勢の変化の分析を怠れば、合作社事件も満鉄調査部事件も見えてはこない。

総力戦体制の下では、民衆の日常生活まで厳しく規制する戦時経済・統制経済の体制が敷かれ、「人的・物的資源」は戦争遂行のために、「上からの」統制を受け総動員される。そこに「合理的知性」が必要不可欠となる事は、国家社会主義でもソ連型共産主義体制でも同様であった。

日本の総力戦の原型が構築された満洲においては、初期の建国期には、資本家の利益の抑制が語られ、工業化が図られる一方、糧穀商も営む土着高利貸資本である糧棧などを抑制して流通を合理化し、農作物の増産が企図された。この一種の「近代化政策」の中に、経調派は「半封建的半植民地的」と規定した満州農村における「上からの近代化」の可能性を見出し、「国策」に積極的に関与し、批判的提言を行える位置を確保しようとしたし、また、その要請が満洲国政府・関東軍の側からもあった。そして、「満州産業開発永年計画案」や、地主制度に抵触しつつも、農民レベルにおける近代化・合理化による生活改善を志向する協同組合政策の立案にも参加していった。

また、関東軍においても、「本庄レジーム」と言われる初期は、石原莞爾の影響も強く、「財閥入るべきからず」の機運もあり、「民族協和」を信じる様々な「建国の理想主義者」と称される人々の存在も許容された。その様ななかで、橋樸も、石原莞爾たちを、ある時点までの「同行者」として選択した。

しかし、この機運は、間もなく転換した。石堂清倫も、橋樸や経調派の石原莞爾らとの「同床異夢」の終焉について、石原莞爾の「東亜連盟などは軍事專制にとって邪魔物」になっており、関東軍の変化を見誤った、と指摘している。(石堂清倫「関東軍の満鉄調査部弾圧事件についての私の感想」、『労働運動研究』、2000年11月、39頁)。

そして、日系の革新官僚である岸信介は、満洲国の経済の実権を握ると、農事合作社の政策としての採用直後に、糧棧など土着流通資本との対決を調整し、それを利用する形で増産を図る方針へと転換した。そのため、貧農中心主義を掲げた急進的な佐藤大四郎らの「浜江コース」といわれた合作社運動は、すぐに「許容範囲」を逸脱し、それが合作社事件の要因の一つとなった。

一方、日本でも、近衛文麿内閣の国家総動員法に基づく総力戦体制構築の過程で、そこでの「戦時変革」に於いては、「合理性」が強く要請されるとともに、「上からの社会変革」の要素が存在した。それ故、企画院の革新官僚のみではなく、尾崎秀実や、満鉄調査部の小泉吉雄なども「変革」を期して「国策」に関与し、小泉などは、企画院において、秋永月三の下で、近衛内閣の「基本国策要綱」の起草に参画するなど、「国策」の中核にまで入り込んだ。

また長期化する日中戦争の解決のために、「東亜協同体論」が論じられたが、やがて、アジア太平洋戦争期になると、東条英機内閣の下、「神国日本」は強調され、神権的国家主義が跋扈するようになった。そこでは、すでに、総力戦体制の中で軍が維持した「合理性」さえも否定されるようになり、「神国日本」を越える「東亜協同体」なども、許容し難い思想の一つになっていったのであった。

そのような情勢下で、国策中枢深く入り込んだ「革新派」も摘発されるに至ったが、ここに、企画院事件、尾崎・ゾルゲ事件、そして、それらと連動するように弾圧が準備された合作社事件・満鉄調査部事件に共通する背景があったのである。

8 小括—社会運動論への視点

問題は、これだけでは終らない。なぜなら、我々と松村高夫氏との間には社会運動を取扱う際の決定的な方法論的相違が伏在しているからである。しかし、ここでは中間総括としておこう。

我々は、合作社事件・満鉄調査部事件がフレームアップであるとする前提の上で、なぜこうしたフレームアップが仕組まれたのか、その理由はどこにあったのかを詳細に分析している。ところが、松村高夫氏は、これがフレームアップだということを指摘するだけで、このフレームアップが、なぜ、どういう国家システムのなかで、いかなる矛盾をはらみながら展開されたのかに関しては、ほとんど言及していないのだ。

なぜ、合作社事件が発生したのか、なぜ満鉄調査部事件が起きたのか、に関して松村高夫氏が言及している箇所を再び見てみよう。氏は次のように述べている。

「関東憲兵隊は治安維持の観点から『左翼前歴者』が多数所属していた北満合作社と満鉄調査部、両者をつなぐ環としての『満洲評論』を『潜在的敵』として注視していた。しかし、それらは決して『現実的敵』へと転化していたわけではなかった。にもかかわらず、合作社と満鉄調査部、『満洲評論』関係者への弾圧が強行されたのは、企画院事件に見るように、官庁機構の中での『赤化思想』の摘発が起り、満鉄嘱託で『抗戦力調査』に関わっていた尾崎秀実が『ゾルゲ事件』で東京警視庁に逮捕され、満鉄上海事務所調査室に属し、かつ『抗戦力調査』をリードした中西功が中国共産党諜報団事件で逮捕されたとき、面子を失った関東憲兵隊が遅れじとばかり、権力としての職業的『功名心』を得ようとしたからである。それゆえ、犯罪の具体的根拠なしに、合作社弾圧から手をつけ、調査部事件へとフレーム・アップしていったのである」(『満鉄の調査と研究』489~490頁)

つまりは、一言で言えば、関東軍は、「面子」を失ったので、ありもしない合作社事件や満鉄調査部事件をでっち上げた、というのである。つまり、なぜこの事件が、1940年代初頭に起きなければならなかったのか、なぜ合作社事件から始まらなければならなかったのか、という本来問われなければならない基本的問題に松村高夫氏はなんら疑問を持たず、何の証明もないままに、この事件が起きた原因は関東憲兵隊の「面子」と「職業的功名心」だったのだと断定するのである。我々と変わらないと称する量の史料を見ながら出した結論が、かくも根拠薄弱にして一般的・抽象的なものであったのは、時間的変化を見る目が欠落していたからではないか。

こうした結論しか出せなかった理由こそ、松村高夫氏が、この事件をフレームアップだと断定して思

考を停止し、いかなる条件のなかで、なぜこうしたフレームアップが起きなければならなかったのか、という満洲国内部の統治者たちの矛盾と葛藤の複雑な内容の分析を回避した点にある。

我々は、『満鉄調査部事件の真相』のなかで、まず、なぜこの事件が合作社運動弾圧から始まらなければならなかったのか、を詳細に検討した。そして、その理由が合作社という組織そのものにあることをつきとめたのである。『満鉄調査部事件の真相』のなかで、我々は次のように述べた。

「農事合作社は、一方では、農村の流通機構を掌握し、かつ地方行政と一体化した実行合作社（下部組織）を農村に設置して農民を末端まで組織し、満州国の農産物『増産』政策に寄与させようとする機関であった。しかし、他方では、流通機構を掌握することによって、『三位一体』の半封建的な満州の農村を支配している糧棧などの土着商業資本と対抗する機関でもあった。

つまり農事合作社は、一面では、政府の統制機関として満州農民を組織し、『増産』を担わせる役割を果たすと同時に、他面では、糧棧の搾取にさらされている農民を救済するものでもあったのである。

それゆえ、満州の中小農民の解放を掲げる自発的な協同組合運動が、満州国の政策として、農事合作社として立案され採用される過程で、さまざまな人々が、さまざまな思惑でこの政策に関与した。まさに、この呉越同舟ともいえる情勢で、満鉄経済調査会や満鉄調査部に所属する『満鉄マルキスト』といわれた人々、橋樺ら、いわゆる『建国の理想主義者』、関東軍、日系『革新官僚』などの諸勢力が確執しつつ、農事合作社は立案され、国策として採用され、そして変質していくのであった」（105～106頁）

合作社組織なるものは、満洲最大の産業であった農業政策を実施する際に、さまざまな考え方のものが集まっており、したがって大きな権力闘争の場にもなったのである。戦時食糧増産が緊急の問題になるにともない、その対立は激しいものになった。今回の事件が、なぜ合作社から端を発したのかは、かかる事情によることが大きい。

では、なぜ1941・42年なのか。これについても我々は以下のように考えた。『満鉄調査部事件の真相』の結論部分を引用しよう。なぜ、この時期に満鉄調査部事件や企画院事件などが起きたのか。それは「合理性を追求する動きへの軍内部の拒否反応である。調査部の経調派、その延長戦上の『中核体』や『新京グループ』が追及した道は、総力戦下における合理性の追求だった。総力戦下であれば、生産と直接関係のないものは切り捨て、無駄を省いて生産力を上げるというのは、ひどく当然の発想であった。そのためには近代化・工業化は絶対不可欠となる。また、地主や糧棧の中間搾取は、生産意欲を削ぐものとして排除されなければならない。経調派が求めた合理性は、この限りでは関東軍といえども同意できる理論であり、それゆえに両者は、ある時期まで合体して国策を立案することが可能だったのである。

ところが、日中戦争の泥沼化からアジア太平洋戦争への道の中で、総力戦体制の鍵となる生産力拡大を放棄し、目の物資動員を追及する動きが顕在化すると、軍の中にあった合理性は影も形もなくなっていく。こうした合理的判断と行動は逆に『非国民』『非日本人』というレッテルが貼られ、否定されていく」（257～258頁）。

まさに、こうした合理性の欠如が、合作社事件や満鉄調査部事件をもたらした主要因だと考える所以である。松村高夫氏の言う関東軍の「面子」や「職業的功名心」は、何も関東憲兵隊に固有な性格ではない。およそ、こうした軍隊的組織やそれに類似する組織にはありがちなことである。

松村高夫氏の批判に応える—満鉄調査部事件の神話と実像—(2)

満鉄調査部事件を研究する際に、それを取り巻く諸条件、とりわけ合作社や満鉄調査部そのもの、さらには、それを包む満洲国の統治機構の特徴を多面的に分析することを放棄してよいのだろうか。松村高夫氏はそうした分析をやっていないように思われる。闘争主体を分析することは必要だろうが、「一人相撲」「一人歩き」の運動や事件分析をやるのは片手落ちである。事件の際の分析も、単に満鉄調査部の被害者たちの心情や憲兵の回想だけでは事件の全容を分析したことにはならない。合作社や満鉄調査部の活動が、満州国統治機構内部にいかなる作用をもたらしたのか、その作用が合作社運動や調査部の活動にいかなる反作用を生み出していったのか、といった連鎖の動的な分析を通じてフレームアップという行為の実態に接近していくことが重要なのである。われわれは、その作業を行ったのである。

我々は、こうした松村高夫氏らの分析視覚の問題点を、さらに一步進めて、批判の幅を広げることとしよう。(続)